

石川県公報

平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日)

号 外

(第 34 号)

目 次

- 公安委員会
○石川県警察職員の救慰金の支給に関する規則の一部を
改正する規則

1

公 安 委 員 会

石川県警察職員の救慰金の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第三号

石川県警察職員の救慰金の支給に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察職員の救慰金の支給に関する規則（昭和四十二年石川県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ついで、」の下に「危害を加えられ」を加え、「にかかわらずこれをかえりみる」を「にもかかわらず、これを顧みる」に、「又は危害を加えられ」を「危害又は災害を受け」に、「重度障害」を「障害」に改める。

第二条中「死亡救慰金、傷病救慰金及び重度障害救慰金」を「死亡者救慰金、傷病者救慰金及び障害者救慰金」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「死亡救慰金」を「死亡者救慰金」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第二条の二」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「傷病救慰金」を「傷病者救慰金」に改める。

第五条の見出し中「重度障害救慰金」を「障害者救慰金」に改め、同条中「重度障害救慰金」を「障害者救慰金」に、「重度障害」を「障害」に、「死亡救慰金」を「死亡者救慰金」に改める。

第六条中「死亡救慰金、傷病救慰金及び重度障害救慰金」を「死亡者救慰金、傷病者救慰金及び障害者救慰金」に、「石川県公安委員会」を「公安委員会」に改める。

別表第一中「死亡救慰金」を「死亡者救慰金」に改め、同表一の項中「三、四〇〇万円」の下に「（上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動した場合 六、〇〇〇万円）」を加える。

別表第二中「傷病救慰金」を「傷病者救慰金」に、「十五万円」を「二五万円」に、「二二万円」を「四〇万円」に、「二九万円」を「六〇万円」に、「四三万円」を「九〇万円」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三(第五条関係) 障害者救慰金

区 分	金					
	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級
一 その功労が特に顕著又はその行為が壮烈果敢であつて真に警察職員のかがみとして称賛されるもの	二、〇〇〇万円	一、八〇〇万円	一、六〇〇万円	一、四〇〇万円	一、二〇〇万円	一、〇〇〇万円
二 その功労が顕著又はその行為が積極果敢であつて警察職員の模範と認められるもの	一、二五〇万円	一、二三五万円	一、〇〇〇万円	八七五万円	七五〇万円	六二五万円
三 その功労が多大又はその行為が警察職員の模範と認められるもの	九〇〇万円	八一〇万円	七二〇万円	六三〇万円	五四〇万円	四五〇万円
四 一から三まで以外のもの	三〇〇万円	二七〇万円	二四〇万円	二一〇万円	一八〇万円	一五〇万円

備考 障害等級は、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二十九条第二項前段の区分によ(二十七号)第二十六条の五の規定の例による。

額							
第七級	第八級	第九級	第十級	第十一級	第十二級	第十三級	第十四級
九〇〇万円	八〇〇万円	七〇〇万円	六二〇万円	五四〇万円	四七〇万円	四一〇万円	三六〇万円
五六五万円	五〇〇万円	四四〇万円	三九〇万円	三四〇万円	三〇〇万円	二六〇万円	二三〇万円
四〇五万円	三六〇万円	三二〇万円	二八〇万円	二五〇万円	二二〇万円	一九〇万円	一七〇万円
二三五万円	二二〇万円	一一〇万円	一〇〇万円	九〇万円	八〇万円	七〇万円	六〇万円

るものとし、その決定は、同条第五項及び第六項並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。